

名古屋市旅費条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第58号

名古屋市旅費条例施行規則

名古屋市旅費条例施行規則（昭和27年名古屋市規則第40号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、名古屋市旅費条例（令和 7 年名古屋市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（行政職給料表の適用を受けない職員の職務の級）

第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する「市長が定めるこれに相当する職務の級」は、別に定める場合を除き、別表左欄に掲げる職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5 号。以下「給与条例」という。）別表第 1 行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の職務の級に応じ、同表右欄に掲げる各給料表の職務の級とする。

（旅行役務提供者）

第 3 条 条例第 2 条第11号に規定する「市長が定める者」は、次の各号のいず

れかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第 1 項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第 4 条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第 187 号）第23条の 3 第 2 項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律第 231 号）第 2 条第18項に規定する航空運送事業を経営する者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第 183 号）第 9 条第 7 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第 7 条第 1 項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第 1 項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第 4 条 条例第 3 条第 6 項に規定する「市長が定める場合」は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第 3 条第 2 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
 - (2) 条例第 3 条第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第15条及び第17条第 1 項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- 2 条例第 3 条第 6 項に規定する「市長が定めるもの」は、条例第25条第 2 項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。
- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに

相当する部分を含む。)については、条例第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号(同条ただし書の規定の適用がある場合を除く。)に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費については、当該各種目について条例第6条並びに第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額
(旅費額を喪失した場合における旅費)

第5条 条例第3条第7項に規定する「市長が定める事情」は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第7項に規定する「市長が定める金額」は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。以下同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例又は旅費に関する法令(他の条例を含む。以下同じ。)の規定により支給するこ

とができる額

- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項)

第6条 条例第4条第4項に規定する「市長が定める事項」は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地及び旅行期間とする。

- 2 旅行命令簿には、前項に定める事項のほか、職員の所属名、補職名、氏名及び職務の級（職員が特別職員又は指定職員のいずれかに該当する場合には、その旨）を記載又は記録するものとする。

- 3 旅行依頼簿には、第1項に定める事項のほか、旅行者の所属団体又は所属名、役職又は補職名、氏名及び職務の級（旅行者が特別職員又は指定職員のいずれかに相当する職にある場合には、その旨）を記載又は記録するものとする。

(鉄道賃に係る鉄道等)

第7条 条例第8条第1項に規定する「その他市長が定めるもの」は、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

- (2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

- 2 条例第8条第1項第5号に規定する「特別職員、指定職員その他の職員のうち市長が定めるもの」は、内国旅行の場合にあっては特別職員（教育長及び管理者を除く。以下「市長等」という。）及び市長等若しくは市長等の旅費相当額を支給される者に随行して旅行する又はこれらの職員等の代理として旅行する職員（以下「随行等職員」という。）とし、外国旅行の場合にあっては特別職員、指定職員、職務の級が7級以上の職員及び随行等職員とする。

- 3 条例第8条第2項に規定する「特別職員、指定職員その他の職員のうち市長が定めるもの」は、市長等及び随行等職員とする。

(船賃に係る船舶等)

第8条 条例第9条第1項に規定する「その他市長が定めるもの」は、次に掲げるものとする。

(1) 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

2 条例第9条第1項第4号に規定する「特別職員、指定職員その他の職員のうち市長が定めるもの」は、内国旅行の場合にあっては市長等及び随行等職員とし、外国旅行の場合にあっては特別職員、指定職員、職務の級が7級以上の職員及び随行等職員とする。

3 条例第9条第2項に規定する「特別職員、指定職員その他の職員のうち市長が定めるもの」は、市長等及び随行等職員とする。

(航空賃に係る航空機等)

第9条 条例第10条第1項に規定する「市長が定めるもの」は、次に掲げるものとする。

(1) 航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

2 条例第10条第2項第4号に規定する「市長が定めるもの」は、一の旅行区間における飛行時間が24時間以上の移動とする。

(その他の交通費に係る移動)

第10条 条例第11条ただし書に規定する「市長が特に必要と認めるもの」は、自家用自動車を利用する移動（総務局長が定めるものに限る。）とする。

(宿泊に係る特別な事情)

第11条 条例第12条ただし書に規定する「市長が定める場合」は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、内国の宿泊にあっては第1号に定めるときとし、外国の宿泊にあっては第2号に定めるときとする。

(1) 旅行命令権者が次のア又はイのいずれかに該当すると認めるとき。

ア 用務の関係者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

イ 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結

果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(2) 旅行命令権者が次のアからエまでのいずれかに該当すると認めるとき。

ア 用務の関係者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

イ 旅行者が市長等又は市長等の旅費相当額を支給される者に随行して旅行するとき。

ウ 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

エ 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

(転居費等)

第12条 条例第15条、第16条及び第17条第1項に規定する「市長が特に必要と認めるもの」は、次に掲げる場合で旅行命令権者が必要と認めるものとする。

(1) 公舎に居住を命ぜられた場合

(2) 公舎に居住を命ぜられた後、公舎の明渡しを命ぜられた場合

(3) 前2号に準ずる特別の考慮を必要とする場合

(転居費の算定方法等)

第13条 条例第15条に規定する「市長が定める方法」は、次に掲げる方法とする。ただし、外国旅行の場合にあっては、省令別表第4に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものと

して第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

- 2 前項の算定に当たっては、他の種目として支給を受ける費用その他の本市の経費による支給が適当でない費用として総務局長が定めるものを除くものとする。

(渡航雑費の細則)

第14条 条例第18条に規定する「市長が定める費用」は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 条例第18条に規定する費用に類する又は付随する費用
- (2) 前号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして総務局長が定める費用

(退職者等の旅費の細則)

第15条 条例第20条の規定により支給する旅費は、条例第3条第2項第1号に掲げる職員が退職等の日にいた地から退職等当時又は赴任前の在勤地に旅行するものとして計算したものとする。

- 2 前項の場合における旅費の計算については、当該職員を退職等となる前の職務の級にある者（特別職員又は指定職員であった場合は、当該者）とみなす。

(遺族等の旅費の細則)

第16条 条例第21条第1項の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第3条第2項第2号に掲げる遺族に対し旅費を支給する場合 当該遺族の1人が職員の死亡当時の在勤地又は当該遺族の現に居住する赴任前の在勤地から死亡地までの往復に要する旅費
- (2) 条例第3条第2項第3号に掲げる遺族に対し旅費を支給する場合 同号の職員が赴任後の在勤地から赴任前の在勤地へ再び赴任したとするならば当該職員に支給すべき旅費に相当する旅費
- (3) 条例第3条第2項第4号に掲げる職員に対し旅費を支給する場合 当該職員がその居住地から死亡地までの往復に要する旅費

- 2 前項第1号及び第2号の場合における旅費の計算については、前項第1号の場合にあっては当該遺族を死亡する前の当該職員の職務の級にある者（当

該職員が特別職員又は指定職員であった場合は、当該者。以下同じ。）と、前項第2号の場合にあっては当該遺族のうち1人を死亡する前の当該職員の職務の級にある者と、その他の遺族をその者の家族とみなす。

（旅費の調整）

第17条 旅行命令権者は、条例第25条第2項の規定により旅費を調整する場合には、必要と認めた額を支給することができる。

（在勤公署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第18条 在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。以下同じ。）又は旅行地（以下「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（本邦通過の場合の旅費）

第19条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、条例第17条第1項第1号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

（在勤地内等旅費）

第20条 職員が在勤地内及びその付近地（総務局長が定める区域をいう。）の出張（以下「在勤地内等出張」という。）をする場合に支給する旅費（以下「在勤地内等旅費」という。）は、鉄道賃、船賃及びその他の交通費（条例第11条ただし書及び同条第1号に規定する移動に要する費用に限る。）と

し、これら以外の旅費は支給しない。

- 2 在勤地内及びその付近地を巡回すべき職にある者がその職務のため担当区域内を巡回する場合又は外勤事務に従事すべき職にある者がその職務のため外勤事務に従事する場合には、特に必要である場合を除き、在勤地内等旅費を支給しない。
- 3 在勤地内等旅費は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、職員が退職等となった場合又は死亡した場合は、これらの事実が生じた日以後速やかに支給するものとする。
- 4 在勤地内等出張は、出張命令（在勤地内等出張をする場合に発する旅行命令をいう。）によって行うものとする。この場合における第6条第1項の規定の適用については、同項中「発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地及び旅行期間」とあるのは「職員の所属名、氏名、命令月日、出張用務、出張先及び発着日時」とし、同条第2項の規定は、適用しない。

（委任）

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の名古屋市旅費条例施行規則（以下「改正後規則」という。）の規定は、施行日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に条例による改正前の名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号。以下「改正前条例」という。）第1条の2第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び改正前条例第1条第2項の規定により旅費の支給を決定した旅行（法令その他により旅費の支給を必要とする場合に限る。）については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前条例第1条の2第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定

する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 改正後規則第15条及び第16条の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

- 4 改正後規則第 4 条及び第 5 条の規定は、条例第 3 条第 6 項及び第 7 項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前条例の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

- 5 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則別表第 1 又は附則別表第 2（以下「旧行政職等給料表」という。）の適用を受ける職員に対する改正後規則第 2 条の規定の適用については、同条中「別表左欄」とあるのは、「附則別表左欄」とする。

（在勤地内等旅費規則の廃止）

- 6 在勤地内等旅費規則（昭和42年名古屋市規則第 3 号）は、廃止する。

（名古屋市会計規則の一部改正）

- 7 名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第41号様式備考第 1 号中「名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）第26条の規定に基づく旅費」を「在勤地内等旅費」に改める。

（名古屋市災害救助法施行細則の一部改正）

- 8 名古屋市災害救助法施行細則（令和 2 年名古屋市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号ウ中「昭和25年名古屋市条例第32号」を「令和 7 年名古屋市条例第42号」に改める。

（名古屋市工業研究所条例施行細則の一部改正）

- 9 名古屋市工業研究所条例施行細則（昭和29年名古屋市規則第23号）の一部

を次のように改正する。

第４条中「昭和25年名古屋市条例第32号」を「令和７年名古屋市条例第42号」に改める。

附則別表（行政職給料表の各級に相当する職務の級）

行政職給料表の職務の級	相当する職務の級
9 級	旧行政職等給料表 9 級
8 級	旧行政職等給料表 8 級
7 級	旧行政職等給料表 7 級
6 級及び 5 級	旧行政職等給料表 6 級及び 5 級
4 級及び 3 級	旧行政職等給料表 4 級及び 3 級
2 級	旧行政職等給料表 2 級
1 級	旧行政職等給料表 1 級

備考 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）の適用のある職員（以下「企業職員」という。）のうち、旧行政職等給料表に相当する給料表の適用のある者については、その者の適用のある給料表の職務の級に相当する旧行政職等給料表の職務の級にあるものとしてこの表を適用する。

別表（行政職給料表の各級に相当する職務の級）

行政職給料表の職務の級	相当する職務の級
9 級	(1) 給与条例別表第 4 研究職給料表（以下「研究職給料表」という。） 7 級 (2) 給与条例別表第 5 1 医療職給料表 (1) （以下「医療職給料表 (1)」という。） 4 級
8 級	(1) 給与条例別表第 2 消防職給料表（以下「消防職給料表」という。） 8 級 (2) 給与条例別表第 3 2 教育職給料表 (2) （以下「教育職給料表 (2)」という。） 4 級及び 3 級（45号給以上に限る。） (3) 給与条例別表第 3 4 教育職給料表 (4) （以下「教育職給料表 (4)」という。） 4 級及び 3 級（45号給以上に限る。） (4) 研究職給料表 6 級 (5) 医療職給料表 (1) 3 級（33号給以上（厚生院診療科部長及び課長並びにこれらに相当する職にある者（以下「厚生院診療科部長等」という。）を除く。）及び 1 号給から 32 号給まで（区役所保健福祉センター所長に限る。）に限る。）及び 2 級（区役所保健福祉センター所長に限る。）
7 級	(1) 消防職給料表 7 級 (2) 教育職給料表 (2) 3 級（1 号給から 44 号給までに限る。）、特 2 級及び 2 級（65号給以上に限る。） (3) 給与条例別表第 3 3 教育職給料表 (3) （以下「教育職給料表 (3)」という。） 3 級（29号給以上に限る。） (4) 教育職給料表 (4) 3 級（1 号給から 44 号

	給までに限る。）、特 2 級及び 2 級（65号給以上に限る。） (5) 研究職給料表 5 級 (6) 医療職給料表 (1) 3 級（33号給以上（厚生院診療科部長等に限る。）及び 1 号給から 32号給まで（区役所保健福祉センター所長を除く。）に限る。）及び 2 級（1 号給から 16号給まで（厚生院診療科部長等に限る。）及び 17号給以上（区役所保健福祉センター所長を除く。）に限る。） (7) 給与条例別表第 5 2 医療職給料表 (2) （以下「医療職給料表 (2)」という。） 7 級 (8) 給与条例別表第 5 3 医療職給料表 (3) （以下「医療職給料表 (3)」という。） 7 級
6 級及び 5 級	(1) 消防職給料表 6 級及び 5 級 (2) 教育職給料表 (2) 2 級（41号給から 64号給までに限る。） (3) 教育職給料表 (3) 3 級（1 号給から 28号給までに限る。）及び 2 級（41号給以上に限る。） (4) 教育職給料表 (4) 2 級（41号給から 64号給までに限る。） (5) 研究職給料表 4 級及び 3 級 (6) 医療職給料表 (1) 2 級（1 号給から 16号給まで（厚生院診療科部長等及び区役所保健福祉センター所長を除く。）に限る。） (7) 医療職給料表 (2) 6 級及び 5 級 (8) 医療職給料表 (3) 6 級及び 5 級
4 級及び 3 級	(1) 消防職給料表 4 級及び 3 級 (2) 教育職給料表 (2) 2 級（25号給から 40号

	給までに限る。) (3) 教育職給料表 (3) 2 級 (29号給から40号給までに限る。) (4) 教育職給料表 (4) 2 級 (25号給から40号給までに限る。) (5) 研究職給料表 2 級 (21号給以上に限る。) (6) 医療職給料表 (1) 1 級 (7) 医療職給料表 (2) 4 級及び3 級 (薬剤師にあつては、45号給以上に限る。) (8) 医療職給料表 (3) 4 級及び3 級
2 級	(1) 消防職給料表 2 級 (2) 教育職給料表 (2) 2 級 (1 号給から24号給までに限る。) 及び1 級 (実習助手を除く。) (3) 教育職給料表 (3) 2 級 (1 号給から28号給までに限る。) (4) 教育職給料表 (4) 2 級 (1 号給から24号給までに限る。) 及び1 級 (5) 研究職給料表 2 級 (1 号給から20号給までに限る。) (6) 医療職給料表 (2) 3 級 (薬剤師のうち1 号給から44号給までの号給を受ける者に限る。) 及び2 級 (薬剤師を除く。) (7) 医療職給料表 (3) 2 級
1 級	(1) 消防職給料表 1 級 (2) 教育職給料表 (2) 1 級 (実習助手に限る。) (3) 教育職給料表 (3) 1 級 (4) 研究職給料表 1 級

	(5) 医療職給料表(2) 2級(薬剤師に限る。)及び1級 (6) 医療職給料表(3) 1級
--	---

- 備考 1 企業職員のうち、行政職給料表又は医療職給料表(3)に相当する給料表の適用のある者については、その者の適用のある給料表の職務の級に相当する行政職給料表又は医療職給料表(3)の職務の級にあるものとしてこの表を適用する。
- 2 給与条例附則第13項に規定する職員及び企業職員のうち前号に掲げる給料表以外の給料表の適用のある者については、行政職給料表の職務の級が1級にあるものとする。
- 3 この表の規定にかかわらず、教育職給料表(2)の職務の級が2級にある実習助手は、行政職給料表の職務の級が1級にあるものとする。
- 4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成15年名古屋市条例第3号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員については、その者の職に応じた行政職給料表の職務の級にあるものとする。
- 5 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対するこの表の適用については、同表8級の項中「3級(33号給以上(厚生院診療科部長及び課長並びにこれらに相当する職にある者(以下「厚生院診療科部長等」という。))を除く。))及び1号給から32号給まで(区役所保健福祉センター所長に限る。))に限る。))とあるのは「3級」と、同表7級の項中「3級(1号給から44号給までに限る。))、特2級及び2級(65号給以上に限る。))とあるのは「3級及び特2級」と、「3級(29号給以上に限る。))とあるのは「3級」と、「3級(33号給以上(厚生院診療科部長等に限る。))及び1号給から32号給まで(区役所保健福祉センター所長を除く。))に限る。))及び2級(1号給から16号給まで(厚生院診療科部長等に限る。))及び17号給以上(区役所保健福祉センター所長を除く。))に限る。))」

とあるのは「３級（区役所保健福祉センター所長を除く。）及び２級（厚生院診療科部長等に限る。）」と、同表６級及び５級の項中「２級（４１号給から６４号給までに限る。）」とあるのは「２級」と、「３級（１号給から２８号給までに限る。）及び２級（４１号給以上に限る。）」とあるのは「２級」と、「２級（１号給から１６号給まで（厚生院診療科部長等及び区役所保健福祉センター所長を除く。）に限る。）」とあるのは「２級（厚生院診療科部長等及び区役所保健福祉センター所長を除く。）」と、同表４級及び３級の項中「２級（２１号給以上に限る。）」とあるのは「２級」と、「３級（薬剤師にあっては、４５号給以上に限る。）」とあるのは「３級（薬剤師を除く。）」と、同表２級の項中「３級（薬剤師のうち１号給から４４号給までの号給を受ける者に限る。）」とあるのは「３級（薬剤師に限る。）」とする。